

令和2年9月4日

課外活動団体 各位

課外活動担当副総長  
佐久間 淳一

新型コロナウイルス感染防止にともなう課外活動への対応について

新型コロナウイルス感染防止にともなう課外活動への対応について、本学の活動指針により、課外活動の活動レベルが変更され、9月5日（土）よりレベル1に変更となることになりました。

レベル1においても、全体的な感染状況等を勘案し、課外活動の具体的な取扱いを随時調整することになりますが、当面の間、次のとおりとしますので、各クラブ・サークルの構成員に周知・徹底いただくよう、お願いいたします。

なお、活動指針のレベル自体に変更が無い場合でも、県内の感染状況等により、随時検討し、課外活動における取扱いを変更することがありますので、ご承知おきください。

記

**適用期間：9月5日（土）～ 当面の間**

## **【I】課外活動範囲**

**感染防止措置を行ったうえで、練習を可とします。**

- (1) これまでに感染症予防対策申請書の許可を得ていない団体は申請書を課外活動係へ提出し、許可を得ること。
- (2) 申請書とともに、団体のメンバー全員の名簿を課外活動係へ提出すること。公認団体については、すでに許可を得ている団体についても、感染者が出た場合等に接触者の把握や連絡に必要なため、別途案内する様式に記入し、課外活動係へ提出すること。
- (3) 運動施設を使用したい非公認団体は、使用責任者（教員）の承認を得たことがわかるもの（教員からの許可メール等）も併せて提出すること。

- (4) 非公認団体が申請書類提出後、学内施設を使用できるのは10月からとする。

## 【Ⅱ】利用可能時間

- ◆屋内運動施設：9：00～19：30
- ◆屋外運動施設：7：30～19：30
  - ※テニスコートの利用については  
平日 7：30～19：30  
土日祝日 9：00～19：30
  - ※多目的コートの利用については 9：00～19：30
- ◆学生会館・体育合宿所 9：00～19：30
  - ※学生会館での土日祝日の楽器演奏 10：00～18：00
- ◆音楽練習室：月曜から土曜日 9：00～19：30  
祝日・日曜日 9：00～17：00
- ◆音楽練習共用施設（音楽ドーム） 9：00～19：30
- ◆総合運動場複合棟（音楽練習室，講義室） 9：00～19：30
- ◆占有個室（部室及び器具庫） 9：00～19：30
- ◆豊田講堂 9：00～19：30
- ◆その他施設：各施設の利用可能時間によるが，9：00～19：30の範囲内とする

- (1) 各施設の使用上限人数については、以前に旧活動レベル2の際に6/26付で案内した「(体育会加盟クラブ宛)運動施設を利用する課外活動における練習内容の段階的平常化計画表の作成」及び「(文サ連加盟サークル宛)課外活動レベル2での活動範囲について」の別表のとおりとする。
- (2) 更衣室は利用可能だが、感染予防のため、少人数・短時間で行うこと。シャワールームの使用は引き続き禁止とする。
- (3) ミーティングは屋外運動施設やオンラインを利用して行うこと。部室でのミーティングは引き続き禁止とする。

## 【Ⅲ】練習時間

半日（4～5時間）を目途とし、食事時間をまたいで練習を行わないこと。個人の活動時間もこの範囲内とする。

ただし、活動再開からは、怪我の防止、熱中症予防の観点から、団体で練

習メニューをよく検討し、段階的に活動内容のレベルを上げていくようにすること。

#### 【IV】 練習参加記録簿の作成

練習参加記録簿を事前及び事後に作成し、各団体に保管しておくこと。課外活動係への提出は必要ないが、感染者が出た場合等に記録簿の提出を求めするため、事前及び事後の記録簿データは削除せず、しっかり保管しておくこと。

#### 【V】 学外者の取扱い

団体の構成員に学外者が含まれている場合には、学外者の参加も可能だが、団体のメンバー全員の名簿及び事前・事後の記録簿に必ず記入すること。

なお、本学の活動指針に沿って、学外者の入構は活動時間のみとし、活動は最短時間とすること。

#### 【VI】 公式戦や対外試合・合同練習、大会・コンクール等

##### (1) 公式戦、対外試合・合同練習の実施

- ①公式戦及び対外試合・合同練習等の出場を希望する場合は公式戦申請書を開催日の1ヶ月前までに課外活動係へ提出すること。
- ②開催地の指定はしないが、日帰りであることを条件とする。
- ③学内での試合開催の場合は、通常が必要書類以外に、開催時の感染症予防策を別途提出すること。

##### (2) 文化サークル団体のコンクール等の出場

「(1) 公式戦、対外試合・合同練習の実施」と同様の取扱いとする。

#### 【VII】 定期公演会や合宿、新入生歓迎イベント等の行事について

引き続き禁止とする。

#### 【VIII】 勧誘活動について

新入生の体験入部や見学は可能だが、事前及び事後に作成する記録簿に記入すること。学内外での不特定多数への対面での勧誘活動は引き続き禁止とする。  
(ビラ配り等)

## 【IX】各クラブ・サークル構成員の活動参加について

新型コロナウイルス感染症に対する考え方は人それぞれ異なるため、活動を行うにあたり、構成員の活動参加の判断については、自由な選択ができるよう、十分に配慮すること。強要しているつもりはなくても、断れない状況を感じる場合もあるため、注意すること。

## 【X】運動施設の解錠・施錠について

### (1) 第1～第5体育館、弓道場

※使用する団体は必ず全学教育棟守衛室へ行き、学生証を預けること。

- ① 予約を行った団体が、全学教育棟守衛室で、運動施設予約システムから出力した許可証と学生証を提示し、学生証と引き替えに当該施設の鍵を借りること。活動終了時に他の団体が施設を使用している場合でも、鍵の又貸しはせず、守衛室へ鍵を返却し、学生証を受け取ること。その際に、まだ使用している団体がいる旨伝えること。
- ② 先に使用している団体があり、施設の鍵がすでに開いている場合でも、当該施設を使用する場合は、まず全学教育棟守衛室へ行き、運動施設予約システムから出力した許可証と学生証を提示し、守衛室に学生証を預けること。
- ③ 活動開始時に鍵の受け取りがなく、活動終了時に他の団体が使用していない場合は、全学教育棟守衛室へ鍵を受け取りに行き、当該施設を施錠し、守衛室へ鍵を返却する際に学生証を受け取ること。
- ④ 活動開始時に鍵の受け取りがなく、終了時にも他の使用団体がいる場合は、全学教育棟守衛室へ、まだ使用している団体がいる旨伝え、学生証を受け取ること。
- ⑤ 団体同士、部員同士で鍵の又貸しは行わないこと。

### (2) 新体育館アリーナ、テニスコート、多目的コート

※使用する団体は必ず体育合宿所へ行き、学生証を預けること。

- ① 予約を行った団体が、体育合宿所で、運動施設予約システムから出力した許可証と学生証を提示し、学生証と引き替えに当該施設の鍵を借りること。活動終了時に他の団体が施設を使用している場合でも、鍵の又貸しはせず、合宿所へ鍵を返却し、学生証を受け取ること。その際に、まだ使用している団体がいる旨伝えること。

- ② 先に使用している団体があり、施設の鍵がすでに開いている場合でも、当該施設を使用する場合は、まず体育合宿所へ行き、運動施設予約システムから出力した許可証と学生証を提示し、合宿所に学生証を預けること。
- ③ 活動開始時に鍵の受け取りがなく、活動終了時に他の団体が使用していない場合は、体育合宿所へ鍵を受け取りに行き、当該施設を施錠し、合宿所へ鍵を返却する際に学生証を受け取ること。
- ④ 活動開始時に鍵の受け取りがなく、終了時にも他の使用団体がいる場合は、体育合宿所へ、まだ使用している団体がいる旨伝え、学生証を受け取ること。
- ⑤ 団体同士、部員同士で鍵の又貸しは行わないこと。

◆今後の状況により対応が変更となった場合は、その都度、通知します。

《問合せ先及び書類提出先》 学生支援課課外活動係 gakumu-kagai@adm.nagoya-u.ac.jp
--